

答 申 第 2 0 3 号  
平成28年11月28日

岐阜市長 細江 茂光 様

岐阜市個人情報保護審議会  
会長 萩原 聡 央



### 電子計算機の結合について (答申)

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第9条第1項第2号の規定に基づき、平成28年9月30日付け岐阜市福生一第270号で依頼のありました下記事案について、下記のとおり答申します。

#### 記

##### 1 電子計算機の結合について

生活保護制度及び中国残留邦人等への支援給付制度の医療サービスの給付に係る医療機関への医療費の支払は、社会保険診療報酬支払基金を介して行っている。

平成23年度に、全ての医療機関は、オンラインによる診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）の請求が義務付けられたことに伴い、岐阜市においては、専用の業務システム（生活保護版レセプト管理システム。以下「現行システム」という。）を用いて電子化されたレセプトの事務点検及び審査事務を行ってきた。

平成29年度に現行システムの機器を更新する必要があることから、それに伴い、業務の効率化、経費の削減等を図るため、現行システムから新たにクラウドサービス（生活保護等版レセプト管理クラウドサービス「RezeptPlus（レセプトプラス）」。以下「クラウドサービス」という。）を利用する。

このクラウドサービスの利用に当たり、福祉事務所生活福祉第一課及び生活福祉第二課内に設置する通常業務に利用する端末とクラウドサービス提供者が設置し、及び管理するデータセンター内のサーバーとを通信回線により結合する。

##### 2 意見

適当なものと認める。